

大阪市内における水銀使用製品産業廃棄物の処分業者名簿(令和7年9月30日時点)

許可番号	業者名	許可期限	事業場の所在地	問合せ先 電話番号	許可のある産業廃棄物の種類 (水銀使用製品産業廃棄物を含むもの)	処理方法	処理能力	受入可能な 水銀使用製品産業廃棄物	注意事項等	破損した蛍光ランプ等についての 注意事項
6620002736	株式会社共英メソナ	R11.3.19	大阪市西淀川区西島1-2-133	環境事業部環境リサイクル課 06-6477-4195	金属くず ガラスくず (ただし、水銀回収が義務付けられるものを除く)	溶融	52.3t/日	廃蛍光管	・破碎後の物はドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し、飛散しないようご注意ください。 ・未破碎の物は割れないように梱包して下さい。 ・一度に大量の搬入の場合は事前にご相談下さい。	・破碎後の物と同様、ドラム缶・ペール缶・ポリ容器等の堅牢な密閉容器に投入し 飛散しないようご注意ください。
6620004746	野村興産株式会社	R11.2.16	大阪市西淀川区中島2-4-143	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株) 関西営業所 06-4706-1345	金属くず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る) ガラスくず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る)	破碎 破碎選別	4.8t/日 10t/日 4.9t/日	廃蛍光管、廃水銀灯のみ受入れ可能。 ※廃蛍光管は直管形、環形のみ。それら以外については要相談。 ※廃水銀灯については要相談。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。 ・関西工場は廃蛍光管、廃水銀灯のみの中間処理施設なので、それら以外の廃棄物(廃乾電池等)の受入れは不可。但し、水銀を含む乾電池等についてはご相談ください。 ・関西工場は、お客様の直接持ち込みは受け付けておりません。 関西営業所まで問い合わせください。	・必ず密閉容器に梱包のうえ持ち込むこと。破損した蛍光ランプはガラスの破片なので密閉容器は鉄製、プラスチック製が望ましい。 ・容器には破損した蛍光ランプ以外のものは絶対に入れないこと。
6620021811	合同衛生株式会社	R13.3.22	大阪市西成区北津守3-11-21	06-6641-8960 (FAX:06-6641-8002)	金属くず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る) ガラスくず(廃蛍光管又は廃水銀灯に限る)	破碎	3.1t/日	廃蛍光管類(直管、環形、球形可) 廃水銀灯	・保管・運搬の基準を順守してお持込みください。 ・できれば収集運搬業者を介して頂きたいです。場所・数量にもよりますが引取りは基本的に考えておりません。 ・受入調整や制限を行う場合があります。	・密閉容器を使用するなど飛散流出防止措置を取ってください。 ・破れやすいビニール袋等は使用しないでください。